

営繕工事の復旧・復興事業等における積算方法等の運用基準

I. 目的

県土整備部が所管する県営建設工事（営繕工事）で、大規模災害が発生した被災地やその周辺の地域で実施する工事（工事段階で大規模災害が発生した場合も含む）において、遠隔地から建設資材等を調達せざるを得ない場合や、不足する労働者を遠隔地から確保せざるを得ない場合に際し、実態を反映した工事費積算方法等に関する必要な事項を定め、もって適正な積算に資することを目的とする。

II. 遠隔地からの建設資材等の調達

1. 対象工事

大規模災害が発生した被災地やその周辺の地域で実施する営繕工事において、遠隔地から建設資材等を調達せざるを得ないことが想定される、またはそのような状況となった工事を対象とする。

2. 本運用の対象とする建設資材等とその調達費用

（１）本運用の対象とする建設資材等は以下のとおりとする。

- ① 鉄筋、鉄骨、コンクリート等の資材
- ② 足場材等の仮設材
- ③ トラック、舗装機械等の建設機械

（２）本運用の対象とする調達費用は以下のとおりとする。

- ① 当初想定していた地域（工事現場と同一の県内等）から調達できず調達条件や運搬距離が大きく変わった場合における建設資材等の購入、賃貸及び運搬に要する費用
- ② ①にかかわらず、道路通行止め等により工事現場までの運搬距離が大きく変わった場合における建設資材等の運搬に要する費用

3. 手続、積算方法等

（１）本運用の対象工事である旨の明示を、別記１記載例を参考に特記仕様書に明示する。

（２）工事発注時点で、遠隔地から建設資材等を調達せざるを得ないことの想定が可能な場合、発注者は入札公告時に「建設資材等の遠隔地調達に関する実施計画書（様式１－１－１）」を添付し、対象項目とその積算方法等を明示する。

工事契約締結後に受注者が、発注者が示す対象項目を遠隔地から調達せざるを得なくなった際に調達費用を請求しようとする場合、受注者は、購入する前に、「工事打合せ簿」等に５（１）に示す事項を記載し、「建設資材等の遠隔地調達に関する実施計画書（様式１－１－２）」を添付して発注者に提出し、協議する。

（３）（２）によらず、工事段階で大規模災害が発生するなどにより、受注者が建設資材等を遠隔地から調達せざるを得なくなった際に調達費用を請求しようとする場合、受注者は、建設資材等の購入前に、「工事打合せ簿」等に５（１）に示す事項を記載し、「建設資材等の遠隔地調達に関する実施計画書（様式１－１－２）」を添付して発注者に提出し、協議する。

- (4) 受注者は、(2)に規定する協議後に調達費用に係る契約変更を請求する場合は、「工事打合せ簿」等に、「建設資材等の遠隔地調達に関する実施報告書（様式1-2）」、使用証明資料（納品書等）及び金額がわかる数量、単価根拠が記載された見積書等の資料を添付し請求するものとする。

なお、実績報告書及び証明書類の提出期限は、協議のうえ決定すること。

- (5) 妥当性が確認された費用について契約変更の対象とする。受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、契約変更の対象としない。
- (6) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 契約変更で計上する調達費用の算出

- (1) 運搬に要する費用の算出は、受注者が調達費用を請求した資材のうち遠隔地から輸送した数量に対して行うものとする。
- (2) 資材の輸送距離は、工事場所から工事場所地区（「公共住宅・建築工事積算単価表」に記載されている地区区分をいう。）境までの距離とする。ただし、工事場所のある地区以外の2地区を経由して資材を輸送する場合には、資材を製造・生産している地区（以下「製造地区」という。）の地区境から工事場所までの距離とする。

なお、輸送距離については、主要国県道を輸送路として工事場所までの最短距離とするものとする。

- (3) 輸送した数量が設計数量を上回った場合には、遠隔地から輸送した数量のうち設計単価が高価なものから順次減算し、設計数量と同数になるまで調整を行うものとする。
- (4) 運搬に要する費用の算定は次式により行うものとする。

$$B = (\text{輸送車両台数} - \beta) \times (2L \div V) \times M$$

この式における記号は、それぞれ次の額等を表すものとする。

B：運搬に要する費用（円）

L：輸送距離(km)

V：輸送車両の平均時速(40km/hとする。)

M：当初の積算時点で適用している単価適用年月の輸送単価(円/h)

β ：調整台数

- (5) 受注者から調達費用の請求を受けた資材の単価については、当初の積算時点で適用している単価適用年月における製造地区の設計単価を適用するものとする。なお、工事場所と製造地区における単価の差額については、調達費用に係る契約変更と併せて精算する。
- (6) 「工事請負契約締結後における単価適用年月変更の運用」を適用している工事については、「当初の積算時点で適用している単価適用年月」を「契約変更（第1回）において適用している単価適用年月」と読み替えるものとする。
- (7) 受注者から調達費用の請求を受けた資材の設計単価が設定されていない場合には、見積により単価を決定することができる。見積による単価決定方法については、建築技術振興課総括課長通知（平成24年9月5日付け建技第4-37号）を参考にするものとする。
- (8) 資材の単価について見積を徴収することが困難な場合は、類似資材等の設計単価又は物価資料に掲載されている価格から算出する単価変動率により単価を決定する

ことができるものとする。ただし、当該資材の購入費用及び輸送費が全体費に占める割合が大きい場合は、単価変動率による算定は行わないものとする。

- (9) 調達費用の契約変更に係る請負代金の変更額は、(1) から (8) で算出した調達費用に間接工事費（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費をいう。）を加えたものに、請負率と消費税率を乗じたものとする。

5. 調達費用の請求の意思の通知及び回答の方法

- (1) 3 (2) の「工事打合せ簿」等には、次の事項を記載すること。

- ① 遠隔地から輸送する建設資材等の名称・規格及び製造地区の名称
- ② 遠隔地から建設資材等を輸送する理由
- ③ 製造・生産工場を選定した理由
- ④ その他、必要と思われる事項

- (2) 発注者は、3 (2) の通知を受けた場合は、速やかに「工事打合せ簿」等に必要事項を記載し、受注者に回答しなければならない。

6. 調達費用に係る契約変更の請求及び回答方法

- (1) 3 (4) により添付する使用証明資料（納品書等）は原本とし、受注者名、納品者名、使用資材名、規格・形状、使用（納品）日、使用（納品）数量等が記載されていなければならない。

- (2) 発注者は、(1) の請求を受けた場合は、請求のあった日から 14 日以内に、受注者から提出のあった「工事打合せ簿」等に必要事項を記載し、受注者に回答しなければならない。ただし、調達費用の金額は記載しないものとする。

7. 請求書類の事前提出

- (1) 受注者は、発注者が 3 (4) に規定する請求期限の前に 3 (4) に規定する添付書類の事前提出を求めた場合は、これに応じなければならない。なお、事前提出した添付書類は、契約変更の準備資料として取り扱うものであり、3 (4) の規定に基づく請求がなされた時点で契約変更の対象として取り扱うものとする。

- (2) (1) の場合、提出する使用証明資料（納品書等）は写しとする。

8. 契約変更の時期

調達費用に係る契約変更は、受注者の請求に対し、受注者が回答した後に行うものとする。

9. 全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの併用

調達費用に係る契約変更を請求した場合においても、岩手県営建設工事請負契約書別記第 25 条第 1 項から第 4 項（いわゆる「全体スライド」）、第 5 項（いわゆる「単品スライド」）、第 6 項（いわゆる「インフレスライド」）の規定に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

10. 注意事項

- (1) 調達費用を請求する資材の規格は、当初契約締結時の規格とする。ただし、発注

者との協議により、契約変更時点において規格の変更が承諾されている資材については、承諾後の規格で請求できるものとする。

- (2) 使用証明資料（納品書等）で必要事項が確認できない場合又は写しを提出した場合等、工事現場に納入したことを証明する資料として適切でないと判断される場合には、契約変更の対象としない。

11. 適用除外工事

調達費用の請求があっても、次に該当する工事は本運用の適用除外工事とする。

- (1) 受注者が、3 (2) 又は (3) の手続きをしていない工事。
(2) その他発注者が適用除外と認めた工事。

Ⅲ. 不足する労働者の遠隔地からの確保（宿泊を要する場合）

1. 対象工事

大規模災害が発生した被災地やその周辺の地域で実施する営繕工事において、不足する労働者を遠隔地から確保せざるを得ず、工事現場近傍に宿泊させることが想定される、またはそのような状況となった工事を対象とする。

2. 遠隔地から労働者を確保するために必要な費用

- (1) 本運用の対象とする費用は以下のとおりとする。

- イ) 労働者の宿泊に要する費用
ロ) 労働者を宿泊場所から日々、工事現場に送迎するために要する費用
ハ) 募集及び解散に要する費用
ニ) 賃金以外の食事等に要する費用※

※ 現地において食料調達が困難なため元請事業者が手配した場合または宿泊費に含まれている場合を対象とする

なお、イ)、ロ) は元請企業が手配を行う場合は共通仮設費に計上する。専門工事業者等が手配を行う場合は現場管理費に計上する。

ハ)、ニ) は現場管理費に計上する。

費 用		変更対象項目
共通仮設費	仮設用借地料 (準備費)	・ 現場事務所（敷地外）、試験室、労働者宿舍、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及び建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用
	宿舍に要する費用 (仮設建物費)	・ 労働者が、元請企業によって手配した旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用 ・ 宿舍のための仮設宿泊所等の費用（労働者輸送費：労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送するために要した費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）

現場管理費	募集及び解散に要する費用 (労務管理費)	・労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費・手当
	賃金以外の食事等に要する費用 (労務管理費)	(遠隔地からの労働者確保に要する) ・労働者の食事補助の支給した費用（現地において食料調達が困難なため元請事業者が手配した場合または宿泊費に含まれている場合を対象とする） ・専門工事業者等が自ら手配した旅館、ホテル等に労働者が宿泊した場合に要した費用

3. 手続、積算方法等

(1) 本運用の対象工事である旨の明示を、別記2記載例を参考に特記仕様書に明示する。

(2) 工事発注時点で、不足する労働者を遠隔地から確保せざるを得ないことの想定が可能な場合、発注者は入札公告時に「不足する労働者の遠隔地確保に関する実施計画書（様式2-1-1）」により、その積算方法等を明示する。

工事契約締結後に受注者が、発注者が示す対象項目を請求しようとする場合、受注者は、事前に、「工事打合せ簿」等に、「不足する労働者の遠隔地確保に関する実施計画書（様式2-1-2）」を添付して発注者に提出し、協議する。

(3) (2)によらず、工事契約締結後に受注者が、不足する労働者を遠隔地から確保せざるを得ず、工事現場近傍に宿泊させる必要が生じた際に、その費用を請求しようとする場合には、事前に、「工事打合せ簿」等に、「不足する労働者の遠隔地確保に関する実施計画書（様式2-1-2）」を添付して発注者に提出し、協議する。

(4) 受注者は、労働者を確保するために必要な費用を請求する場合は、「工事打合せ簿」等に、「不足する労働者の遠隔地確保に関する実施報告書（様式2-2）」及び実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の妥当性を証明する金額計算書などをいう。）を添付して発注者に提出し、契約変更の内容について協議する。

なお、実績報告書及び証明書類の提出期限は協議のうえ決定すること。

(5) 妥当性が確認された費用について契約変更の対象とする。受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、契約変更の対象としない。

(6) 疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

4. 積算について

最終（精算）変更において、3（4）により受注者から提出された実施報告書の額の内、証明書類において確認された費用（税抜き）を共通仮設費及び現場管理費に積上げ計上し、実績変更するものとする。

5. 変更対象費について

(1) 対象

遠隔地から確保した「労働者(※1)」に係る費用とする。 (「社員等従業員(※2)」は対象外)

※1 労働者とは、直接、肉体的もしくは技能的労働に伴って工事施工に従事する者。（普通作業員、世話役、重機オペレータ、鉄筋工、とび工、石工、配管工、大工、左官、電工等）

※2 社員等従業員とは、

- ・ 元請者、あるいは下請者が、恒常的な業務に従事させるために雇用し、そのために必要な知識・技能を有する者（例 現場代理人、監理（主任）技術者、現場管理を行う技術員等）
- ・ 特定の業務、あるいは臨時の業務に従事させるために、雇用、現業員、技能員、補助員等の名称で雇用し、そのために必要な知識・技能を有する者（例 夜警員、倉庫番、食事係、連絡者運転手、事務員等）

（2）借上げ費

ア 別紙様式①に取りまとめ、契約書の写し、借上げに要した領収書（税抜き）（※3）及び宿泊した労働者名簿（宿帳等）を添付すること。

イ 敷金、礼金その他契約に係る費用等（税抜き）も含めるものとする。

（3）宿泊費

ア 1泊当りの宿泊費は、食事代を除いた額とする。

イ 別紙様式②に取りまとめ、領収書（税抜き）（※3）を添付すること。

ウ 領収書は、宿泊した労働者毎に提出すること。

エ 宿泊費（1泊当り）の上限額は7,090円（税抜き）とする。

オ 宿泊費の妥当性が認められた場合は上記上限額によらないものとする。

（妥当性を証明する資料を添付すること。）

（4）労働者輸送費

ア 専用のマイクロバス等を手配して労働者宿舎から現場までの労働者を送迎輸送した費用を対象とすること。

イ 計上する費用は、運転手賃金、車両損料（賃料）、車両燃料等とすること。

ウ 別紙様式③-1及び様式③-2に取りまとめ、車両燃料等に係る領収書（税抜き）（※3）を添付すること。

エ 受注者が運転手に支給した賃金等が把握できる調書等（受領書等）の写し（※4）を添付すること。

オ 自社のマイクロバス等を使用した場合は下記算定式により損料額を算定する。

〔算定式〕 車両損料＝走行時間（h）×損料単価（1時間当り）

なお、損料単価は、協議により決定するものとするが設定することが困難な場合は下記損料単価を参考に設定すること。

〔損料単価（参考）〕

	入札公告時期別の損料単価	
	R6. 10. 1～	R8. 10. 1～
1台当り5人以内	583円	765円
1台当り15人以内	1,140円	1,470円

（5）労働者の「赴任手当」、「帰省旅費・手当」

ア 別紙様式④-1に取りまとめ、会社が労働者に支払った調書等（受領書等）の写し（※4）を添付すること

イ 労働者の所在地が分かる資料を添付すること（免許証、社員証の写し）

（6）労働者の食事補助の支給した費用

ア 別紙様式④-2に取りまとめ、労働者に支給した額が把握できる調書等（受領書等）の写し（※4）及び食事に要した領収書等（税抜き）（※3）を添付すること。

イ 所定労働時間を越える作業する場合において適用となる。

〔適用となるケース〕

- ・ 当該工事の特記仕様書において、所定労働時間を越える作業であると明記されている工事
- ・ 協議において、所定労働時間外の作業を行うこととなった場合

※3 証明書類として提出する領収書は「原本」とする。

※4 労働者本人の受領印又は本人のサインが確認できる資料、又は、賃金及び手当を銀行振込で行っている場合は、銀行の受付印のある給与振込依頼書（個別内訳を含む）又は振込領収書（個別内訳含む）の写しとする。

6. 適用除外工事

労働者を確保するために必要な費用の請求があっても、次に該当する工事は本運用の適用除外工事とする。

- （1）受注者が、3（2）又は（3）の手続きをしていない工事。
- （2）その他発注者が適用除外と認めた工事。
- （3）本規定を適用した職種の労働者は、原則として「IV. 不足する労働者の遠隔地からの確保（長距離通勤を要する場合）」を同時に適用できない。

IV. 不足する労働者の遠隔地からの確保（長距離通勤を要する場合）

1. 対象工事

大規模災害が発生した被災地やその周辺の地域で実施する営繕工事において、不足する労働者を遠隔地から確保せざるを得ず、遠隔地から工事現場まで継続的に長距離通勤を行うことが想定される、またはそのような状況となった工事を対象とする。

2. 労務費の割増し

遠隔地から工事現場まで労働者が継続的に長距離通勤する場合は、監督職員との協議により、作業時間を標準（8時間）より短縮して設定できるものとする。

その際には表-1の補正割増し係数による労務費の補正を行う。

表-1 補正割増し係数

作業時間	補正割増し係数
7時間／日を超え7.5時間／日以下	1.06
4時間／日以上、7時間／日以下	1.14

3. 手続き、積算方法等

- (1) 本運用の対象工事である旨の明示を、別記3記載例を参考に特記仕様書に明示する。
- (2) 工事契約締結後に受注者が遠隔地から工事現場まで長距離通勤することを希望する場合は、受注者は、「工事打合せ簿」等に次の事項を記載し、事前に監督員と協議するものとする。
 - ① 長距離通勤が必要な理由
 - ② 作業時間を短縮する工事の範囲（工事全体又は職種、対象となる内訳書上の項目）
 - ③ 短縮する作業時間の設定根拠
 - ④ その他、必要と思われる事項
- (3) 受注者は、作業時間を短縮した工事の範囲が完了した場合は、「工事打合せ簿」等に、「不足する労働者の遠隔地からの確保に関する作業時間短縮実施報告書（様式3）」及び作業日報を添付して発注者に提出する。

なお、実施報告書及び作業日報の提出期限は協議のうえ決定すること。
- (4) 発注者は、受注者から提出された実施報告書及び作業日報を確認し、作業時間の短縮が確認された場合は、その工事の範囲に係る労務費を補正の上、契約変更するものとする。

4. 適用除外工事等

作業時間の短縮に係る実績報告の提出があっても、次に該当する工事は本運用の適用除外工事とする。

- (1) 受注者が、3（2）の手続きをしていない工事。
- (2) その他発注者が適用除外と認めた工事。
- (3) 本規定を適用した職種の労働者は、原則として「Ⅲ. 不足する労働者の遠隔地からの確保（宿泊を要する場合）」を同時に適用できない。

付 則（令和8年6月10日建技第202号）

この運用基準は、令和8年7月1日以降入札公告する工事から適用する。

付 則（令和8年8月26日建技第388号）

この運用基準は、令和8年10月1日以降入札公告する工事から適用する。

別記 1：特記仕様書の記載例（遠隔地からの建設資材等の調達）

「遠隔地からの建設資材等の調達」の有無

- 本工事は、大規模災害が発生した被災地やその周辺の地域で実施する営繕工事において、遠隔地から建設資材等を調達せざるを得ない場合の費用について、実情に応じて契約変更で計上できるものとする。
- 対象となる建設資材等は、以下のとおり。
 - ① 鉄筋、鉄骨、コンクリート等の資材
 - ② 足場材等の仮設材
 - ③ トラック、舗装機械等の建設機械
- 以下の場合における建設資材等の調達費用を変更対象とする。
 - ① 当初想定していた地域（工事現場と同一の県内等）から調達できず調達条件や運搬距離が大きく変わった場合における建設資材等の購入、賃貸及び運搬に要する費用
 - ② ①にかかわらず、道路通行止め等により工事現場までの運搬距離が大きく変わった場合の建設資材等の運搬に要する費用
- 受注者が建設資材等を遠隔地から調達せざるを得なくなった際に調達費用を請求する場合は、受注者は、建設資材等の購入前に書面により発注者と協議し、了解を得ることとし、了解を得た場合に限り、実績に応じて調達費用を請求できるものとする。
- 妥当性が確認された費用について契約変更の対象とし、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、契約変更の対象としない。
- 調達費用に係る契約変更を請求した場合においても、岩手県営建設工事請負契約書別記第 25 条第 1 項から第 4 項（いわゆる「全体スライド」）、第 5 項（いわゆる「単品スライド」）、第 6 項（いわゆる「インフレスライド」）の規定に基づく請負代金額の変更と併用できるものとする。
- 適用除外工事は以下のとおり。
 - ① 受注者が、建設資材等の購入前に書面により発注者と協議していない工事。
 - ② その他発注者が適用除外と認めた工事。

別記 2：特記仕様書の記載例（不足する労働者の遠隔地からの確保（宿泊を要する場合））

「不足する労働者の遠隔地からの確保（宿泊を要する場合）」の有無

- 本工事は、大規模災害が発生した被災地やその周辺の地域で実施する営繕工事において、不足する労働者を遠隔地から確保せざるを得ず、工事現場近傍に宿泊させる必要がある場合の費用について、実情に応じて契約変更で計上できるものとする。
- 対象とする費用は以下のとおりとする。
 - ① 労働者の宿泊に要する費用
 - ② 労働者を宿泊場所から日々、工事現場に送迎するために要する費用
 - ③ 募集及び解散に要する費用
 - ④ 賃金以外の食事等に要する費用
- 受注者が遠隔地から労働者を確保するために必要を請求する場合は、受注者は、事前に書面により発注者と協議し、了解を得ることとし、了解を得た場合に限り、労働者を確保するために必要な費用を請求できるものとする。

- 妥当性が確認された費用について契約変更の対象とし、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、契約変更の対象としない。
- 適用除外工事は以下のとおり。
 - ① 受注者が、事前に書面により発注者と協議していない工事。
 - ② その他発注者が適用除外と認めた工事。
 - ③ 本規定を適用した職種の労働者は、原則として「不足する労働者の遠隔地からの確保（長距離通勤を要する場合）」を同時に適用できない。

別記３：特記仕様書の記載例（不足する労働者の遠隔地からの確保（長距離通勤を要する場合））

「不足する労働者の遠隔地からの確保（長距離通勤を要する場合）」の有無

〔共通事項〕

- 本工事は、大規模災害が発生した被災地やその周辺の地域で実施する営繕工事において、不足する労働者を遠隔地から確保せざるを得ず、労働者が遠隔地から工事現場まで継続的に長距離通勤することを希望する場合は、作業時間を標準（８時間）より短縮して設定できるものとし、短縮時間に応じて労務費の補正を適用できる工事である。
- 労働者が遠隔地から工事現場まで継続的に長距離通勤することを希望し、作業時間が短縮される場合は、事前に書面により発注者と協議し、了承を得ること。

〔発注時に長距離通勤を考慮しない場合〕

なお、長距離通勤の目安（片道の距離又は時間）及び作業短縮時間の設定については、協議による。

〔発注時に長距離通勤を考慮する場合〕

協議の対象となる長距離通勤は、片道●km 以上又は●時間以上を目安とする。（工事現場の含まれる地域の復旧・復興状況を考慮して設定。）

- 作業の短縮時間は、「●●●●」に設定する。（工事現場の含まれる地域の復旧・復興状況を考慮して、「工事全体」「職種ごと」「工事全体または職種ごと」のいずれかを設定。）

〔共通事項〕

- 適用除外工事等は以下のとおり。
 - ① 受注者が、事前に書面により発注者と協議していない工事。
 - ② その他発注者が適用除外と認めた工事。
 - ③ 本規定を適用した職種の労働者は、原則として「不足する労働者の遠隔地からの確保（宿泊を要する場合）」を同時に適用できない。